

# 伊勢原市財政健全化計画

(平成26年度～平成29年度)

平成26年2月

# 伊勢原市財政健全化計画

## I はじめに

本市の財政状況は、歳入の中心の市税収入が減少している一方で、高齢化の進展等により扶助費や医療・介護関係の特別会計への繰出金が年々増加し、また、財源の不足を補うための特例債の借入れなどにより市債残高も増加しているなど大変厳しい状況です。

今後についても、「一般会計における中期財政見通し」（第5次総合計画策定時）において平成25年度から平成29年度までの5年間で30億円余りの財源不足が見込まれています。また、平成30年度以降においても、高齢化の進展等により市税収入の大幅な増加は期待しにくい一方で、社会保障経費等は増大し、厳しい財政状況が続くことは確実であると考えられます。

このままでは、第5次総合計画に基づく将来に向けたまちづくりのための事業の実施が困難になるだけでなく、必要な行政サービスについても継続できなくなることが危惧されます。

本市の財政を健全化することは喫緊の課題であり、先送りすることは許されません。

このため、財政健全化のための方針を定め、不退転の決意を持って、すべての職員が一丸となり、市民の理解と協力を得ながら、将来にわたって持続可能な財政構造の構築を図ります。

## Ⅱ 財政の現状と今後の見通し

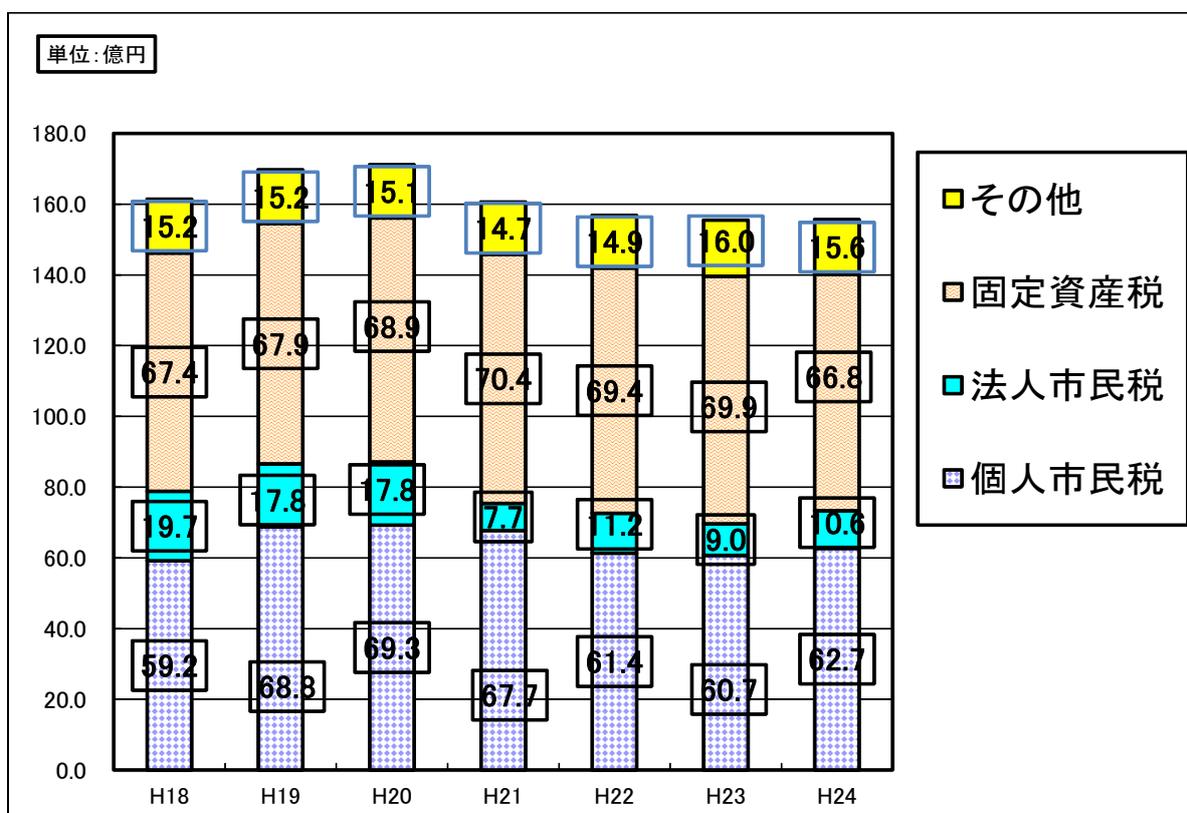
### 1 財政の現状

#### (1) 歳入歳出決算額の推移

##### ア 減少が続いている市税収入

- 本市は、市税収入が一般会計歳入の半分以上、一般財源の4分の3以上を占めています。
- 市税収入は、平成20年度までは増加傾向でしたが、平成20年9月のリーマンショックによる景気の悪化等により平成21年度以降減少が続いています。

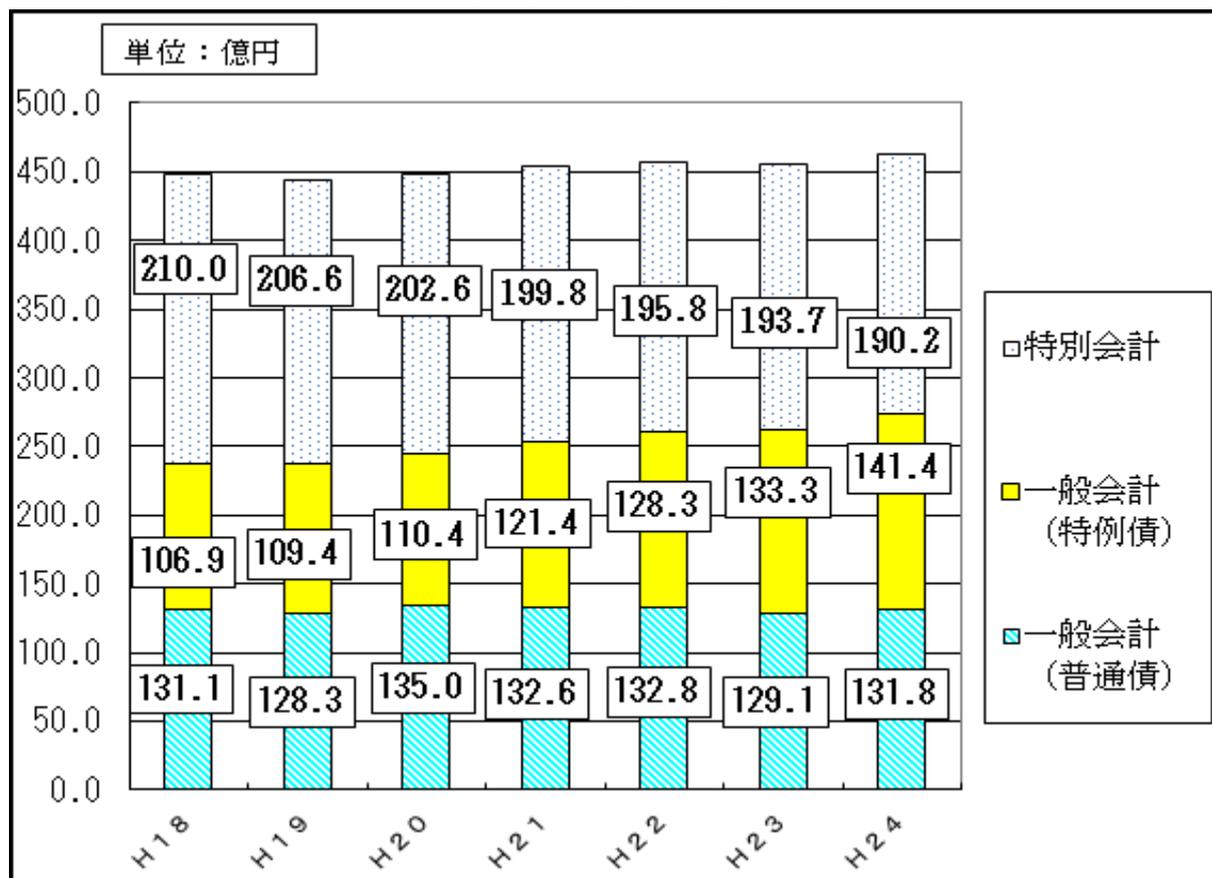
《市税収入の推移》



### イ 市債残高は年々増加

- 下水道の整備が進み事業量が減少していることなどから、特別会計債残高は減少しています。
- また、投資的経費を縮減していることから、一般会計の普通債残高は横ばい状態です。
- しかし、制度上地方交付税の一部とされている臨時財政対策債を毎年度借り入れざるを得ないため、一般会計の特例債残高は年々増加をしています。

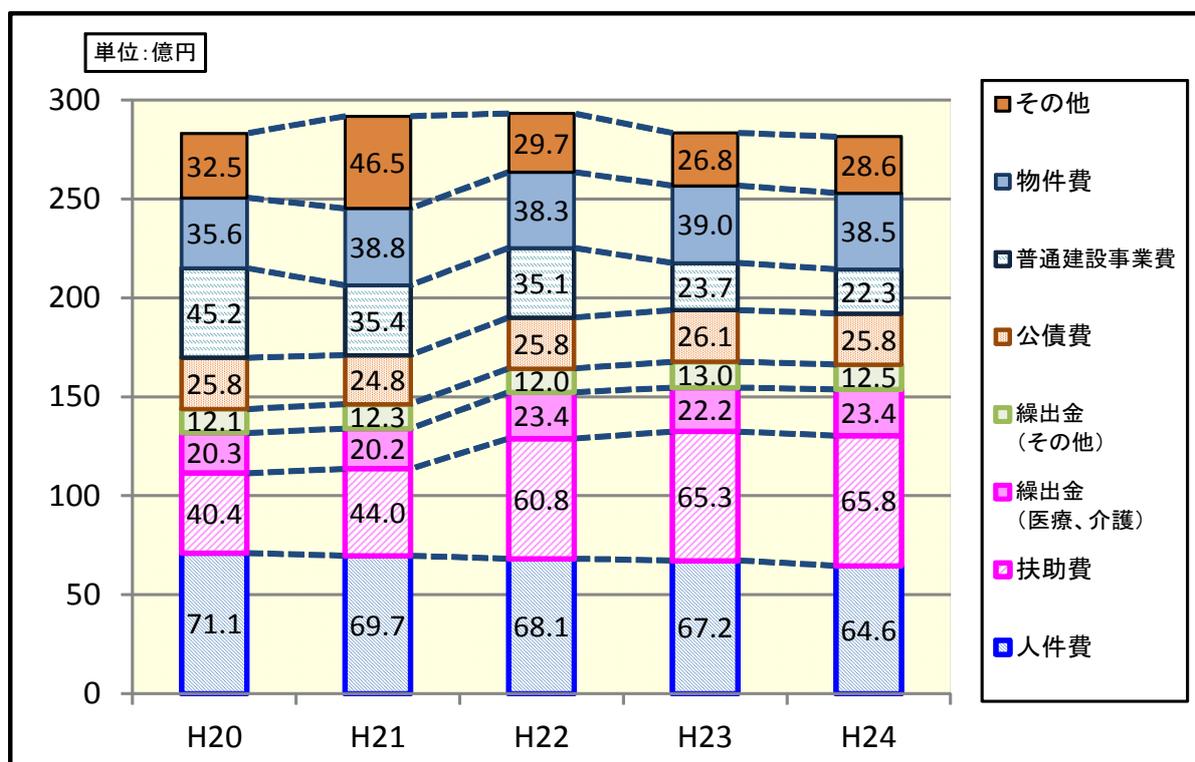
《市債残高の推移》



ウ 歳出では扶助費や医療・介護関係特別会計への繰出金が大幅に増加

- 人件費は職員数の削減などにより、また、普通建設事業費（投資的経費）は財源不足により、それぞれ減少しています。
- しかし、児童福祉・高齢者福祉・障害者福祉・生活困窮者福祉に関わる経費である扶助費や、特別会計のうち国民健康保険事業特別会計・介護保険事業特別会計・後期高齢者医療事業特別会計という医療・介護関係特別会計への繰出金が、高齢化の進展等により大幅に増加しています。

《一般会計性質別経費の推移》



## (2) 財政指標の状況

- 本市の財政力指数は比較的高いですが、市税収入の減少などにより平成22年度から普通交付税の交付団体となっています。
- また、扶助費が増加していることなどから、経常収支比率は高い状態が続き、硬直化した財政構造となっています。  
臨時財政対策債などの特例債を経常一般財源額から除いて算出した経常収支比率は100%を超えていて、市税等だけでは経常的経費に必要な一般財源を賄えない状態が続いています。
- 健全化判断比率のうち実質公債費比率は県内市（政令指定都市を除く。以下同じ。）の平均と同水準ですが、将来負担比率は県内市平均の2倍程度となっています。

（単位：％（財政力指数を除く。））

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財政力指数 (単年度)	伊勢原市	1.155	1.137	0.973	0.972	0.952
	県内市平均	1.086	1.065	0.944	0.931	0.920
経常収支比率	伊勢原市	93.1	92.9	95.0	96.4	92.8
	県内市平均	92.1	93.9	94.2	95.1	94.9
経常収支比率 (臨時財政対策債等を除く場合)	伊勢原市	97.2	102.7	103.5	103.2	100.8
	県内市平均	95.2	100.6	100.9	100.9	100.8
実質公債費比率	伊勢原市	6.1	5.9	5.7	5.7	5.6
	県内市平均	6.7	6.4	6.1	5.8	5.6
将来負担比率	伊勢原市	94.7	101.4	123.9	131.1	128.5
	県内市平均	74.2	73.9	78.1	73.1	66.2

### 【財政指標の説明】

#### 〔財政力指数（単年度）〕

地方公共団体の財政力を示す指標。この指数が1を下回っている場合は、市税等だけでは標準的な水準の行政が行えないため普通交付税が交付される。

なお、財政力指数は、通常当該年度以前3か年の平均を用いるが、各年度の指数の動きを明らかにするため、単年度の指数を記載している。

（算出式）基準財政収入額/基準財政需要額

#### 〔経常収支比率〕

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

なお、比率算出上の分母には市税等の経常一般財源額に臨時財政対策債等を加えて算出している。

（算出式）経常経費充当一般財源額/経常一般財源額（臨時財政対策債等を含む。）

#### 〔経常収支比率（臨時財政対策債等を除く場合）〕

比率算出上の分母から臨時財政対策債等を除いて算出した経常収支比率。

（算出式）経常経費充当一般財源額/経常一般財源額（臨時財政対策債等を除く。）

〔実質公債費比率〕

地方公共団体の公債費等の負担が、その団体の財政運営に及ぼす影響を示す指標。比率が低いほど健全性が高い。25%以上で早期健全化団体、35%以上で財政再生団体となる。

(算出式) 一般会計等が負担する元利償還金等／標準財政規模×100の3年平均

〔将来負担比率〕

地方公共団体の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。比率が高いほど、将来、財政を圧迫する可能性の度合いが大きくなる。350%以上で早期健全化団体となる。

(算出式) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債／標準財政規模×100

## 2 今後の財政収支見通し

「伊勢原市第5次総合計画」を策定する際の基礎資料の一つとして作成した「一般会計における中期財政見通し」では、平成25年度から平成29年度までの5年間で30億円余りの財源不足が見込まれます。

《一般会計における中期財政見通し》

(単位:億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入	287.86	294.49	295.17	293.94	294.86
歳出	287.81	299.72	300.63	302.17	306.50
財源不足額	0.05	-5.23	-5.46	-8.23	-11.64

5年間の財源不足額	-30.51
-----------	--------

### Ⅲ 財政健全化の基本的考え方

#### 1 計画期間

本市財政の健全化を短期間で実現することは困難ですので、長期的な視点に立って継続的に取り組んでいくことが必要です。しかし、現時点で将来の制度改革等を正確に見通すことは難しいため、第5次総合計画前期基本計画の計画期間との整合性も考慮し、本計画の期間を次のとおりとします。

平成26年度から平成29年度（4か年）

#### 2 目標

財政健全化のためには、財源不足を解消して収支を均衡させるとともに、社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化などに柔軟に対応できるような財政構造を確保することが必要ですので、次の目標を設定します。

- (1) 財政収支見通しで見込まれる財源不足を解消し、収支を均衡させる。
- (2) 経常収支比率を80%台とする。

#### 3 財政健全化の取組方針

市行政の責務は市民福祉の増進です。したがって、必要な行政サービスを維持・充実しつつ、本市財政の健全化を図ることが必要です。

このため、「入るを量って、出るを制す」という財政運営の原則に則り、本市財政をスリム化、重点化することを基本として、次に掲げる取組を推進することにより、目標の達成を図ります。

なお、具体的な取組は、この取組方針を踏まえて、行財政改革推進計画で定めることとします。

##### (1) 歳入の確保

##### ア 市税等の徴収率の向上

徴収体制の整備を進め、徴収率の向上を図ります。

##### イ 受益者負担の適正化

使用料・手数料については、サービスの利用者に提供するサービスに見合う適正な負担を求めます。

その他事務事業により特定の者が利益を受ける場合は、当該受益者に適正な負担を求めます。

##### ウ その他の財源の確保

- ・ 不要土地については積極的に売却を進めます。
- ・ 低未利用土地については、市が利用する際に支障が生じないよう十分配慮した上で、貸付けを行うなどその活用に努めます。
- ・ 広告収入や公共施設の貸付収入などを積極的に確保します。

## エ 税源の涵養

第5次総合計画に基づいて、地域産業の振興や産業基盤の創出などによりまちの活力を向上させるとともに、働き盛りの子育て世代を始めとする、多くの方が住んでみたい住み続けたいと思う、魅力あるまちづくりを進めることにより人口規模の維持や交流人口の増加を図るなど、税源の涵養に努めます。

## (2) 歳出の節減合理化

### ア 事務事業の見直し

行政サービスの質を低下させずに経費の節減を図ることを基本とします。

その上で、従来の考えにとらわれず、市単独扶助費を含むすべての事務事業の有効性、効率性、必要性、そして、仕事の進め方などをゼロベースで点検し、事務事業の広域処理も含めあらゆる手法を活用して事務事業の合理化、効率化、集約化を図ります。

その際、納税者である「市民の納得」という視点を常に意識して判断基準とするとともに、市民満足度の高い行政サービスを提供するよう努めます。

また、次の事項に十分留意して市民等との協働を積極的に推進します。

- ① アダプト制度などを含め、様々な民間活力の活用手法を検討し、積極的に導入します。
- ② 地域課題の解決に資する公共的な活動を行う能力を有する市民活動団体の育成を推進します。
- ③ 提案型市民協働事業制度について、行政提案型の市民協働事業も積極的に推進します。

### イ 補助金の見直し

補助金見直し基準を整備し、聖域を設けることなくすべての補助金をゼロベースで見直します。その際、次の事項に十分留意することとします。なお、補助金見直し基準の整備に当たっては、例外を極力設けないこととし、実効性のある基準の整備を図ります。

- ① 事業費補助を原則とします。
- ② 団体補助金については、団体の自立支援を基本的な考えとします。
- ③ 国県の補助金を伴った補助金は、当該補助金が廃止・縮減された時点で市の補助金も廃止・縮減することを原則とします。

## ウ 人件費の抑制

次の取組により、人件費の抑制を行います。

### (ア) 職員数の適正化

類似団体や県内他団体の部門別・職種別職員数も考慮しながら、次の取組により職員数の適正化を推進します。

①政策的な判断を伴わない業務など市職員が必ずしも担う必要のない業務は、民間事業者等への委託を積極的に進めます。

なお、民間事業者等に業務を委託した場合も最終的な責任は市にあるので、業務の質やコスト等が適正であるか市が責任を持って監視します。

②職員数の減少や職員の平均年齢の上昇があっても、行政サービスが低下しないようにするため、職員研修等様々な機会を通じて職員の能力や意欲を高めるとともに、適時適切に組織を見直します。

### (イ) 給与水準の適正化

地方公務員法の規定に基づき、福利厚生費や退職金を含め適正な給与水準を確保します。

また、能力に応じた成績主義、成果主義に基づく人事管理制度の構築を図ります。

## (3) 公共施設の在り方の見直し

本市の財政状況や社会経済情勢などを考慮すると、現在ある公共施設（道路、下水道等のインフラを含む。以下同じ。）すべてを維持管理、更新していくことは困難です。

このため、真に必要な機能を残すことで行政サービスの水準を維持しつつ公共施設の総量を圧縮し、効率的な都市運営をできる体制を構築します。その際、次の事項に十分留意することとします。

①すべての公共施設について選択と集中を進めます。

②公共施設の見直しに当たっては、地域ごとの公共施設の整備状況を把握するとともに、利用者1人当たりのコストや稼働率などのデータを整備し、それらをもとに様々な角度から検討を行います。その際、福祉的な要素など、数値に表れないものも考慮します。

③国県の補助金を活用して整備した公共施設についても、可能な限り多目的化・複合化を進め、全体としてスリム化を図ります。

④コンビニエンスストアや郵便局、大学などの民間施設の活用を推進します。

⑤地区公民館、福祉館や児童館などの地域に密着した施設は、その運営に関する基準を作成し、それをもとに地域特性を反映した市民の自主管理への移行を推進します。

⑥他自治体との連携による相互利用を推進します。

#### (4) 地方税財政制度の改革による財源確保

近年の地方自治体における税や譲与税・交付金収入の低迷と扶助費の増加に明らかなように、現在の地方税財政制度においては、地方自治体が担っている事務量に見合った財源配分が行われていない状況にあり、このことが本市財政逼迫の要因の一つとなっています。

このため、これまでも国に対して地方自治体の税財源の充実を要望してきていますが、今後も、引き続き国に対して地方税財政制度の改革を求めていきます。

#### 4 職員の意識改革

財政健全化を達成できるかどうかは歳入の確保や歳出の節減合理化に取り組む職員の意識にかかっています。

このため、財政状況についての的確な説明や研修等、あらゆる機会を通じて職員の意識改革を進めます。

#### 5 財政健全化の進捗状況の市民への説明

財政健全化の取組は、市行政の努力だけで達成できるものではなく、納税者であり行政サービスの受益者でもある市民の理解と協力が不可欠です。

このため、財政健全化の進捗状況について、毎年度、前年度の決算データなどをもとにわかりやすく市民に説明します。

なお、財政健全化の取組は、市民の意見を踏まえて不断の見直しを行います。

# 伊勢原市財政健全化計画

平成26年2月発行  
伊勢原市企画部財政課